

# 仕 様 書

1 業 務 名 令和8年度ツキノワグマ緊急出没対応事業業務委託

2 業務実施期間 契約締結日から令和8年12月28日まで

## 3 目 的

- ・ツキノワグマ（以下「クマ」という。）が人の生活圏に侵入した場合、一定の条件の下、市町村長の判断で銃による捕獲を可能とする緊急銃猟制度が昨年9月から導入された。
- ・緊急銃猟制度では、市町村が警察や猟友会等と連携し、銃猟の実施判断をはじめ、現場付近での通行規制や住民等の避難を実施する必要があるため、クマ出没時に円滑に対処できるようにするため、関係機関が参加する緊急銃猟の実地訓練を実施する。

## 4 業務内容

### (1) 実地訓練に係る実施計画、シナリオの作成・決定

- ・クマが人の生活圏に侵入した想定の下、下記のとおり県内2箇所で、関係機関の役割や緊急銃猟の実施手順を確認する訓練を実施する。
- ・受託者は訓練を実施する市町（以下「訓練実施市町」という。）の要望や現地確認を踏まえ、石川県ツキノワグマ出没対応マニュアルに沿った訓練の実施計画、シナリオを作成し、委託者と協議のうえ、決定する。

#### <実地訓練の概要>

- ① 実施時期・場所 5月下旬：能美市、7月上旬：津幡町
- ② 参加者 市町職員、警察職員、猟友会会員、県職員など各回50人程度  
※訓練実施市町以外の市町職員、警察職員、猟友会支部員等も参加予定
- ③ 実施内容
  - ア 午 前 図上演習（グループワーク）、プレゼンテーション
    - ・グループは市町職員、警察職員、猟友会支部員等で構成し、最大10人とする。
    - ・各グループは、受託者が提示したクマの出没場面、検討内容に対し、緊急銃猟の実施可否を検討のうえ、緊急銃猟の実施計画を作成する。
  - イ 午 後 実地訓練  
訓練実施市町がいるグループが代表し、図上演習で作成した実施計画をもとに、緊急銃猟の実施準備（安全確保措置等）から緊急銃猟の実施、安全確保措置の解除までの手順を確認する。

### (2) 関係機関との事前打合せ

- ・受託者は訓練実施前に関係機関との事前打合せを主催し、関係機関に対し訓練のシナリオや役割分担等を共有する。
- ・事前打合せに参加する関係機関は、県（自然環境課、農林総合事務所）、訓練実施市町、警察（県警本部、警察署）、猟友会とする。

### (3) 訓練の実施

- ・受託者は、作成した実施計画、シナリオに基づき、緊急銃猟に関する実地訓練を実施する。
- ・受託者の役割は、司会進行、写真等の記録、議事録の作成とし、詳細は県と協議のうえ、決定する。
- ・受託者は、訓練実施後、意見交換会を開催し、課題や課題解決に必要な事項を整理する。
- ・訓練に必要な資機材は、受託者が準備し、必要に応じて県から貸与する。

## 5 成果品

受託者は業務の実施結果を取りまとめ、下記のとおり提出する。

- (1) 実績報告書 1部（電子媒体を含む）

6 成果品の取扱

本業務の成果に係る一切の権利は石川県に帰属し、受託者は石川県の許可なく他者に公開してはならない。

7 機密情報及び個人情報

受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

8 その他

本仕様書に定めのない事項は、石川県生活環境部自然環境課と受託者が協議のうえ、決定する。